

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告 357号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
e-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



自転車の危険運転への罰則を強化

信号無視、一時不停止、ながら運転など、自転車の危険運転が横行し、
自転車関連の重大事故では、自転車側の7割以上に法令違反があります。
そこで、本年5月に道路交通法が改正、自転車への罰則が強化されました。
反則金をはじめ、新たな罰則制度は、2026年5月までに導入されます。
田中和徳は、自転車事故が多発する川崎区・幸区の衆議院議員として、
また、党交通安全対策特別委員長として、自転車事故減少に尽力します。

《 改正道交法① 自転車などに反則金納付制度（青切符）を導入 》

対 象	一時不停止、一方通行の逆走、運転中の傘差しやイヤホン着用、スマホのながら運転、道路の右側通行、歩道での徐行義務違反、遮断機が降りている踏切への進入など、110種類以上が対象
年 齢	16歳以上：青切符に基づいて反則金が科される 反則金を納めないと、最終的に逮捕に至る可能性がある 15歳以下：反則金はないが、運転講習を義務付けられたり、児童相談所に通告される場合がある
金 額	反則金の額は今後定められるが、最低でも3000円以上となる

現状、自転車の違反運転摘発には長時間の調査と多数の書類作成を要し、
警察業務に多大な負荷が掛かり、運転手にも不便な制度になっています。
青切符の導入で、より迅速に軽度の違反運転を防止できる制度となります。

◀ 改正道交法② 酒気帯び運転や携帯電話の使用に対する罰則強化 ▶

酒気帯び	罰則なし
携帯電話	5万円以下の罰金



酒気帯び	<u>自転車の運転者、自転車車両の提供者</u> 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金 <u>自転車の同乗者、酒類の提供者</u> 2年以下の懲役、または30万円以下の罰金
携帯電話	<u>交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合</u> 1年以下の懲役、または30万円以下の罰金 <u>上記以外で、携帯電話を手で保持し、通話や画像を注視した場合</u> 6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金

アルコールや携帯電話の使用は、重大事故を引き起こす一因であるため、自動車やバイクなどと同レベルまで罰則を強化し、事故の減少を図ります。

◀ 改正道交法③ 自転車の安全な走行空間確保に向けた規定の創設 ▶

自動車	自転車を追い抜く際、自転車と十分な距離を取れない場合、 自転車に配慮した安全な速度で追い抜くことを義務付ける 安全な速度の目安は、自転車の速度 + 時速 5 ~ 10km 程度
自転車側	極力、車道の左端を走行することを義務付ける

自動車が自転車を追い抜く際、接触事故を起こす事例が多発しています。

自転車側の安全を確保するため、追い抜き時のルールを創設します。